資料２－４

改正環境影響評価法と本市環境影響評価条例の比較

改正環境影響評価法の手続

網掛け部分:
法改正により、新たに追加された手続

計画段階

計画段階配慮書
- 公表
- 住民等からの意見聴取は努力義務
- 主務大臣からの意見
  （環境大臣からの意見を踏まえ）

実施段階

方法書
- 公告・縦覧（電子縦覧も義務化）
- 説明会を開催
- 住民等からの意見
- 知事・政令市長からの意見
- 主務大臣からの意見
  （環境大臣からの意見を踏まえ）

準備書
- 公告・縦覧（電子縦覧も義務化）
- 説明会を開催
- 住民等からの意見
- 知事・政令市長からの意見

評価書
- 公告・縦覧（電子縦覧も義務化）
- 許認可等権者からの意見

報告書
- 公告・縦覧（電子縦覧も義務化）
- 許認可等権者からの意見
  （環境大臣からの意見を踏まえ）

本市環境影響評価条例の手続

事前調査書
- 方法書と併せて縦覧

方法書
- 公告・縦覧（電子縦覧も義務化）
- 説明会を開催
- 住民等からの意見
- 市長からの意見

準備書
- 公告・縦覧（電子縦覧も義務化）
- 説明会を開催
- 住民等からの意見
- 市長からの意見

評価書
- 公告・縦覧（電子縦覧も義務化）

事後調査報告書
- 公告・縦覧（電子縦覧も義務化）
- 必要に応じ市長による実態調査と報告聴取
  （住民等の意見を踏まえ）
- 必要に応じ市長による勧告・公表
  （環境の保全に著しく支障をきたすおそれがある場合）